

## 平成 27 年度独立行政法人都市再生機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人都市再生機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDC A サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 27 年度独立行政法人都市再生機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

## 1. 調達の現状と要因の分析

(1) 平成 26 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 4,003 件、契約金額は 3,191 億円である。

このうち、競争性のある契約は 3,361 件、3,059 億円（調達全体に占める割合は件数で 84.0%、金額で 95.9%）、競争性のない随意契約は、642 件、132 億円（調達全体に占める割合は件数で 16.0%、金額で 4.1%）となっている。

競争性のない随意契約については、随意契約によることが真にやむをえないものを除き、平成 22 年度をもって競争性のある契約方式への移行を完了している。その結果、平成 23 年度以降における競争性のない随意契約は限定的となっており、平成 26 年度における調達実績も、ほぼ前年度並の水準となっている。

なお、競争性のない随意契約の調達実績が前年度並の水準となっている一方で、競争性のない随意契約の調達全体に占める割合が、前年度と比較して件数で 3.8% の増、金額で 1.0% の増となっているのは、調達全体の合計が、件数、金額ともに平成 25 年度より減少（件数で 1,154 件の減、金額で 1,317 億円の減）したことによるものである。

表 1 平成 26 年度の調達全体像

(単位：件、億円)

	平成 25 年度		平成 26 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	3,887 (75.4%)	3,100 (68.8%)	2,731 (68.2%)	2,467 (77.3%)	▲1,156 (▲7.1%)	▲633 (+8.6%)
企画競争・公募	637 (12.4%)	1,266 (28.1%)	630 (15.7%)	592 (18.5%)	▲7 (+3.4%)	▲674 (▲9.5%)
競争性のある 契約(小計)	4,524 (87.7%)	4,366 (96.9%)	3,361 (84.0%)	3,059 (95.9%)	▲1,163 (▲3.8%)	▲1,307 (▲1.0%)
競争性のない 随意契約	633 (12.3%)	142 (3.1%)	642 (16.0%)	132 (4.1%)	+9 (+3.8%)	▲10 (+1.0%)
合計	5,157 (100%)	4,508 (100%)	4,003 (100%)	3,191 (100%)	▲1,154	▲1,317

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の ( ) 書きは、調達全体に占める割合の年度差である。

(2) 平成 26 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、契約件数は 335 件、契約金額は 657 億円（調達全体に占める割合は件数で 10.0%、金額で 21.5%）である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が件数・金額ともに小さくなっている（件数は 1.5%の減、金額は 8.9%の減）が、これは主に機構支援業務において 1 者応札の改善が図られたこと等によるものである。

一者応札・応募となったもののうち、情報システム関連業務（システム改修業務及びシステム保守業務）においては、ほぼ全件が一者応札となっている（平成 25 年度 45 件募集中一者応札 45 件、平成 26 年度 45 件募集中一者応札 44 件）ことから、下記 2(1)のとおり取組みを実施することとする。

表 2 平成 26 年度の一者応札・応募状況 (単位：件、億円)

		平成 25 年度	平成 26 年度	比較増△減
2 者以上	件数	4,004 (88.5%)	3,026 (90.0%)	▲978 (+1.5%)
	金額	3,037 (69.6%)	2,402 (78.5%)	▲635 (+8.9%)
1 者	件数	520 (11.5%)	335 (10.0%)	▲185 (▲1.5%)
	金額	1,329 (30.4%)	657 (21.5%)	▲672 (▲8.9%)
合計	件数	4,524 (100%)	3,361 (100%)	▲1,163
	金額	4,366 (100%)	3,059 (100%)	▲1,307

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の（ ）書きは、調達全体に占める割合の年度差である。

## 2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標等）

記 1 の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、下記案件について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

### (1) 情報システム関連業務に関する調達【当該取組の実施状況】

情報システム関連業務（システム改修業務及びシステム保守業務）に関する調達について、大半が当初開発者による一者応札・応募となっていること（平成 25 年度 45 件募集中一者応札・応募 45 件、平成 26 年度 45 件募集中一者応札・応募 44 件）から、平成 27 年度においては、下記の取組を実施することで、適正な調達を目指す。

①情報システム関連業務について、個々の業務の内容を精査し、システム開発者等の既存事業者の優位性が高い分野と、競争性の確保が期待できる分野を明確化する。

② ①の結果を受け、システム開発者等の既存事業者の優位性が高い分野については、一般競争入札による調達を維持しつつ、当該事業者による一者応札の継続が見込まれることから、調達実績等を踏まえ、合理的な契約金額の実現に向けた環境整備を行う。

(2) 調達コストの削減及び競争性の確保等に係る取組み【当該取組の結果実現された実施量、実施状況等】

① 調達コストの削減に係る取組み

以下の取組等を実施することで、更なるコスト削減の実現を目指す。

- ・賃貸団地における既存エレベーターへの戸開走行保護装置（UCMP）設置工事を含む改修工事につき、安全性を重視するためエレベーター製造者と随意契約するものの、将来における工事量を保証することを前提に価格交渉（ボリュームディスカウント）を行うことで、コスト削減を図る。平成 27 年度においては 37 件（88 団地 575 基）の改修において価格交渉を行う。
- ・MPS（マネージド・プリント・サービス）を導入し、プリンタ、コピー機、FAX等の出力機器の集約化及び出力環境の最適化を図ることと併せ、全社一括発注による調達の効率化を実現する。平成 27 年度においては、84 事務所に於いてMPSへ移行し、機構全体の導入を完了する。
- ・物品調達等において、一定数量の発注、複数の競争参加者の存在、品質低下リスクの回避策等を確認の上、コスト削減効果が見込まれるものに特化して、リバースオークション（競り下げ方式）を活用することでコスト削減を図る。平成 27 年度においては、防災備品の調達など 5 件程度実施する。

② 競争性の確保等に係る取組み

一者応札・応募が 2 回連続して発生した案件については、競争性の確保に関して構造的に課題があるものとして認識することとし、競争参加者を増加させるための環境改善について引き続き取り組む。

具体的には、事業者ヒアリングを実施し、改善に係る検証を行い、実効的な改善策を講じた上で、「一者応札・応募等事案フォローアップ票」として整理して、ホームページにおいて公表する。

更に、2 回連続で 1 者応札・応募となった案件について、次回の契約手続に入る際に、各本部等に設置された契約審査会等において、「一者応札・応募等事案フォローアップ票」を踏まえた改善策が講じられているかどうか等の検証を行う。

なお、数次の改善策を講じたにも関わらず、連続して同一事業者による一者応札・応募が継続しているものについては、原因の分析と改善策の検証を踏まえ、対応策について検討する。

(3) 品質等価格以外の要素に留意する取組み【当該取組の実施状況】

公共工事の品質確保とその担い手確保を実現するため、いわゆる「担い手三法」（公共工事品質確保促進法、建設業法及び公共工事入札契約適正化法）が改正、施

行されたこと、また、官公需法に基づく中小企業への受注機会への配慮も踏まえ、下記の取組を行うことで、公共工事の発注者としての社会的責務を着実に果たすとともに、行き過ぎた価格競争の是正に努める。

更に、事業スケジュール遅延を回避する観点から、入札不調・不落の発生を抑止する取組を推進する。

① 適正な施工体制の確保

工事調達において、元請業者に対し、下請契約を締結した全ての事業者の体制を施工体制台帳に記載することが義務化されたことに伴い、その確認を徹底することで、適正な施工体制の確保を確立させる。

② 品質確保対策

最新の労務単価、技術者単価を採用するとともに、適切な歩掛を設定し、市況に応じた適切な予定価格を設定することで、品質の確保を目指す。また、工事において、入札時に入札金額内訳書の提出を義務付けたことにより、事業者のダンピングを確実に防止する。

③ 社会保険等未加入事業者対策

社会保険等に参加し、法定福利費を適切に負担する建設事業者を契約の相手方とすること等を通じ、公共工事の担い手確保に繋がる健全な競争環境を構築する。

平成 27 年度においては、8 月 1 日以降に入札公告を行う全ての工事における一次下請事業者につき、社会保険等加入者に限定する（社会保険等加入義務のない者を除く）。

④ 入札不調・不落の回避に係る取組み

工事調達において、技術者や職人の不足等により入札不調・不落率が高くなっている（平成 24 年度 7.2%、平成 25 年度 18.0%、平成 26 年度 15.5%）ことから、入札不調・不落となった案件について、その原因分析を行う。また、前年度から試行実施しているフレックス工期制度（※受注者が工事着工時期を選択できる発注方式）等を実施し、改善に向けた効果を検証しつつ事業者が参加しやすい環境を整えることにより、入札不調・不落を防止するとともに競争性の確保に寄与することを目指す。

平成 27 年度においては、フレックス工期制度の適用が効果的と思われる工事案件を対象として活用を推進し、前年度における入札不調・不落率(15.5%)を下回る不調・不落率となることを目指す。

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標等）

(1) 新たに締結する競争性のない随意契約に関する内部統制の確立【法人内における検証状況等】

競争性のない随意契約は、現在整理されている真にやむを得ないものについて、引き続き厳格な適用を行うこととするが、新たに競争性のない随意契約を締結する必要がある案件については、以下のとおり内部統制の確立を図る。

① 当該調達部門においては、競争性のない随意契約の必要性、適用条項等につ

いて整理し、経理資金部（契約監理）に対して協議を行う。

② 協議を受けた経理資金部においては、競争契約の可能性、競争性のない随意契約とする理由の妥当性、適用条項の適否や過去との整合性等のほか、競争契約で調達する場合よりもコスト削減が実現されているか否かや、経営上得られる効果が大きいかな否か等も踏まえたところで総合的に随意契約とすることの可否について判断を行う。

③ 前記②に加え、各本部等に設置された契約審査会等において、当該者との契約の必要性及び契約予定金額の妥当性について改めて検証を行う。

なお、新たな競争性のない随意契約については、事後に監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会の場合で点検を受ける。

## (2) 競争性のない随意契約を継続して締結する場合における内部統制の確立【当該取組の実施状況】

新たに競争性のない随意契約が可とされた案件のうち、翌年度以降も継続して随意契約を締結するものについては、予定価格の作成にあたり、随意契約によるコスト低減要素を踏まえた積算を行うこととし、各本部等に設置された契約審査会等において、当該者との契約の必要性及び契約予定金額の妥当性（前記コスト低減要素を踏まえた積算がなされているかどうか）について検証を行う。

## (3) 契約手続ミス等不祥事の発生の防止のための取組【当該取組の実施状況】

契約手続ミス等不祥事の発生を確実に未然に防止するため、下記の取組を行うことで整備を進める。

### ① 未然防止のための取組

#### (イ) 調達に関する規程集、マニュアル等の充実化

- ・関連法令、内規等を整理し製本した「契約ハンドブック」を年度末に更新し、翌年度版を作成する。作成の上は、各本部等の契約担当者に広く頒布する。
- ・イントラネットを活用した「基本マニュアル」及び「契約手続フロー」を随時更新し、利用者の意見や要望も反映しつつ、契約制度に関して疑問、質問が生じた際の「ポータルサイト」としての活用を推進する。
- ・契約手続に関して判断を迷った場合に参照する「契約事例集」（前例集）を随時更新する。

#### (ロ) 調達担当者に対する契約制度に係る研修の実施

- ・初任者や新入職員を対象とした基礎研修
- ・習熟した担当者を対象とした発展・応用的な研修
- ・近々に対応することが必要な案件に係るテーマ別研修
- ・入札談合等関与行為防止研修（公正取引委員会の講師を招聘）
- ・国等において実施される外部研修への職員派遣
- ・不祥事が発生した場合等における緊急時研修

#### (ハ) 出先事務所における調達権限の見直し

契約手続をより適正なものとするための体制構築として、出先事務所における調達権限を見直し、原則として各本部等に調達事務を集約化する。

## ② 発生時の対応

### (イ) 契約手続ミス等発生時の対応

個々の案件において、契約手続を停止し、経理資金部（契約監理）への報告、協議を行った後、速やかに契約手続に応じた必要な措置を講じる。

当該案件の原因究明を行い、再発防止策を講じた上で、関係部署等に注意喚起の周知を行うとともに、必要に応じ、前記①(イ)に掲げるマニュアル、事例集等に掲載し、①(ロ)に掲げる緊急時研修を開催する。

### (ロ) 談合疑義案件発生時の対応

談合疑義案件が発生した場合は、「談合情報等対応マニュアル」に基づき、速やかに「公正入札調査委員会」を設置し、調査を行うとともに、公正取引委員会への報告を行うこととする。調査の結果、談合の事実が認められた場合は、契約解除等必要な措置を講じるとともに、当該事実を改めて公正取引委員会に通知する。

談合疑義案件については、発生の都度、事例として蓄積し、以後の参考とする。

## 4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映する。

## 5. 推進体制

### (1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、経理資金等担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会を設置し、調達等合理化に取り組む。

総括責任者 経理資金等担当理事

副総括責任者 経営企画部長、経理資金部長、経理資金部次長、その他総括責任者が必要に応じて指定する本社部長等

メンバー 経理資金（契約監理）担当リーダー・本社調達担当部門担当リーダー等

本計画の策定及び自己評価にあたっては、全役員によって構成される理事会に付議することで意思決定を行うものとし、必要に応じて状況報告を行うこととする。

### (2) 契約監視委員会による点検

契約監視委員会により、当計画の策定及び自己評価の際の点検を受けるとともに、これに関連して、1「調達の現状と要因の分析」において定める調達の全体像及び

一者応札・応募に係る事後点検並びに2「重点的に取組む分野」において定める個々の契約案件の事後点検を受け、その審議概要を公表する。

#### 6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、ホームページにて公表する。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行う。

また、契約相手方、契約金額、落札率、契約方式、随意契約によることとした理由等の契約締結結果情報を、ホームページで毎月公表する。

以 上